

「シティズンシップ教育研究」投稿規程

日本シティズンシップ教育学会編集委員会規程第 8 条に基づき、「シティズンシップ教育研究」投稿規程を以下のように定める。

〔投稿資格〕

1. 「シティズンシップ教育研究」（以下、「本誌」とする）に論文を投稿できるのは日本シティズンシップ教育学会の会員とする（単著、共著にかかわらず著者は本学会の会員でなければならない）。投稿までに当該年度の会費を納入している者とする。ただし、編集委員会が依頼する場合を除く。

〔投稿原稿〕

2. 投稿論文はシティズンシップ教育に関するもので未発表のものに限る。ただし、プリント、口頭発表の場合は、この限りではない。

〔投稿倫理〕

3. 別に定める投稿倫理規程を遵守すること。投稿を取り下げの場合には、編集委員会に速やかに連絡するものとする。

〔投稿期間〕

4. 投稿論文等の受理期間は、3月1日～3月31日とする。

〔論文の内容種別と分量〕

5. 投稿論文等の内容及び枚数制限は、編集委員会において特に枚数を指定するもの以外、図、表等を含めて、次の通りとする。

- (1) 研究論文 シティズンシップ教育の独創的な理論研究や実践研究（刷り上がりで14頁）
- (2) 研究ノート シティズンシップ教育の萌芽的な理論研究や実践研究（刷り上がりで10頁）
- (3) 研究の広場 学会活動、シティズンシップ教育に関する提言や意見交換、学校や社会教育、その他教育に関わる各種団体等におけるシティズンシップ教育に関する研究紹介等（刷り上がりで4頁）
- (4) 書評 シティズンシップ教育に関する図書の書評（刷り上がりで4頁）
- (5) 図書・資料紹介 シティズンシップ教育に関する図書、資料、研究物等の紹介
- (6) 学会関連記事 その都度定める

(原稿提出時とは、査読後の再提出時を含む)

なお、会員が投稿できるのは、研究論文、研究ノート、研究の広場に限る。

〔投稿数〕

6. 同一著者（共同研究の第一執筆者を含む）による同号への投稿は一本とすること（複数論文の投稿は認められない）。また、複数号にわたる「連載」が予定される論文等は、認められない（編集委員会は、そのような原稿を受理しない）。

〔原稿の内容〕

7. 原稿の内容は、内容種別ごとに以下のようにすること。なお、氏名、所属については提出する原稿には記入せず、投稿申込用紙に記入すること。また、論中に「拙稿」「拙著」「筆者の既発表論文」あるいは「科研費課題番号」などの表記や、共同研究者への謝辞など、投稿者が判明するような記述を行わないこと。

研究論文は、タイトル（和・洋）、英文概要（200～300ワード）、英文キーワード（5つ以内）、邦文概要（400～500字）、邦文キーワード（5つ以内）、本文（邦文、図・表等を含む）、注、参考文献とする。

研究ノートは、タイトル（和・洋）、邦文キーワード（5つ以内）、本文（邦文、図・表等を含む）、注、参考文献とする。

研究の広場は、タイトル（和・洋）本文（邦文、図・表等を含む）、注、参考文献とする。

〔原稿の体裁〕

8. 原稿の体裁は、A4判、横書き、横40字×縦40行（1頁1600字）に準ずること。投稿者氏名をかきおえた以降は、文字のポイント（最小で10ポイント）や改行幅の変更を認める。本図・表等も含めて制限枚数内におさめる。図・表等の文字のポイントは8ポイントを最小とする。なお、図・表等の掲載に特別の費用を要する場合は、執筆者の負担とする。

〔著作権処理〕

9. 第三者の著作権および自他の著作物についての出版権の尊重については投稿者が責任を負うものとする。また、著作権あるいは出版権等侵害の事実が本誌刊行後に発覚した場合、編集委員会の合議に基づき論文取り消しの公告を行うものとする。

10. 第三者の著作権等の使用許諾もしくは同意に関わる手続きが必要となる場合には投稿者がその手続きを行い、原稿の該当部分に著作権者の許諾あるいは同意を得た旨を明記することとする。

〔提出原稿〕

- 1 1. 論文は他の必要書類（投稿票、二重投稿に関する誓約書）とともに、期日までに、Word および PDF にて、【jaced202512@gmail.com】に提出するものとする。投稿締切日後、1 週間以内に返信があるので、確認をすること。もし未着の場合は問い合わせること。
- 1 2. 掲載が決定された場合には、ワードファイル、もしくは一太郎ファイル、並びに PDF に変換したファイルをメール添付で編集委員会に送付すること。図版、表等は、別ファイルで提出すること。なお、図版等で特定の費用を必要とする場合には、執筆者が負担する。

〔その他提出物〕

- 1 3. 投稿倫理規程第 4 条をふまえ、二重投稿でない旨の所定の誓約書を提出すること。また、投稿した原稿と類似した内容の原稿を本誌または他の雑誌に投稿している場合、あるいは、すでに他の雑誌に掲載され、もしくは出版している場合は、投稿する際にそれらに関する情報を合わせて提供すること。

〔掲載論文の著作権〕

- 1 4. 本誌に掲載された論文等の複製権、公衆送信権は本学会が所有するものとする。著者による複製権、公衆送信権の行使の際は、学会の許諾を得ること。

〔原稿料〕

- 1 5. 本誌に掲載された論文等の原稿料は発生しないものとする。

〔附則〕

本規程は、2020 年 12 月 11 日より施行する。

〔附則〕

本規程は、2021 年 9 月 19 日より施行する。

〔附則〕

本規程は、2024 年 5 月 14 日より施行する。

〔附則〕

本規程は、2024 年 12 月 9 日より施行する。

〔附則〕

本規程は、2025 年 11 月 23 日より施行する。